

## 1 村民運動場使用料

コート区分	1時間当たりの使用料	備 考
野球コート	300円	1 野球コートはA・C・Eコート、ソフトボールコートはB・Dコートとする。 2 多目的グラウンド2コート以上の使用の場合は、全面使用とする。 3 村外者の利用については、左記金額の4倍の額とする。 4 時間の端数は1時間として計算する。
ソフトボールコート	200円	
多目的全面使用	700円	

※終日使用の場合は、午前8時から午後10時までの14時間使用とみなす。

※使用後の後始末等が著しく不良の場合は、今後一切の使用を認めない。

## 2 夜間照明施設使用料

設備の名称	1時間当たりの使用料	備 考
照明設備	1,500円	1 村外者の利用については倍額とする。 2 時間の端数は1時間として計算する。